

定 款

有限会社どんぐり山のうさぎ

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社どんぐり山のうさぎと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 保育園の経営
2. 前号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都葛飾区西亀有一丁目 2 6 番 9 号に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、240 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、株主が譲渡によって取得する場合には、株主総会が承認したものとみなす。

第3章 株主総会

(株主総会)

第7条 当会社の株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年5月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(総会の招集)

第8条 株主総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

2 株主総会を招集するには、会日より5日前に、株主に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第9条 株主総会の議長は、社長たる代表取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第 1 0 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、
出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第 1 1 条 各株主は、1 株につき 1 個の議決権を有する。

(議事録)

第 1 2 条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作
成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第 4 章 役 員

(取締役の員数)

第 1 3 条 当会社の取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第14条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役)

第15条 当社の代表取締役は、
宇佐美清江とする。

(報酬)

第16条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第17条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年
1期とする。

(剰余金の配当)

第18条 剰余金の配当は、毎決算期末日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(剰余金の除斥期間)

第19条 前条の配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(最初の営業年度)

第20条 当会社の第1期の営業年度は、当会社設立の日から平成17年 3月31日までとする

(設立当初の役員)

第21条 当社の設立当初の役員は、次のとおりとする。

取締役 宇佐美 清江

取締役 宇佐美 庸蔵

取締役 堤 智子

(準拠すべき法律)

第22条 この定款に規定がない事項は、すべて会社法及び会社法の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。